

質問事項	質問要旨
16番	森元茂
1 流域治水関連法 成立後の町の水害 対策について	<p>令和3年5月10日に、通称「流域治水関連法」が公布され、同年11月1日に全面施行された。背景として、気候変動の影響により、今後、降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれるため、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体、企業・住民など、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、とある。流域治水関連法制定により、今後の精華町の水害対策がどのように変わるのか。また、住民と協働して取り組むためには、現在町が行っている水害対策と、国・府が行っている事業について、住民に説明すべきではないか。特に国・府の事業については、いつまでに、どの位の規模で行うのかが分からない。</p> <p>また、流域治水を進めるに当たっては、住民との協働が欠かせないことから、住民に水路や水門に関心をもっていただくなどの必要があるのではないかと。</p> <p>そこで、流域治水関連法制定後の町の水害対策の考えを伺う。</p> <p>(1) 流域治水関連法制定により、町の水害対策の考え方はどのように変わるのか。</p> <p>(2) 流域治水関連法には、自治体だけではなく企業・住民などあらゆる関係者との協働が明記されているが、企業や住民などとの協働を進めるために町として何をすべきなのか。</p> <p>(3) 流域治水関連法には、氾濫をできるだけ防ぐための対策として、「沿川の保水・遊水機能を有する土地を確保する制度の創設」が明記されているが、宅地開発や道路整備なども含め、町としてはどのように考えているか。</p> <p>(4) 住民生活は用排水路（新川、中溝川など）、都市下水路（山川など）などが整備されていることで成り立っていると感じるが、整備状況は。</p> <p>(5) 国・府事業を含めた町内の水害対策事業の、現在の実施状況は。</p> <p>(6) 現在進行中の国・府・町の水害対策事業と、今後予定している事業について、住民に説明すべきでは。</p>
2 菅井西・植田南 地区区画整理事業 について	<p>菅井西・植田南地区区画整理事業については、平成27年3月に地権者の有志による準備委員会が再結成され、業務代行契約まで至っていると言われているが、そこで次の項目について伺う。</p>

- | | |
|--|---|
| | <p>(1) 現在までの進捗状況は。</p> <p>(2) 今後の工程は。</p> |
|--|---|

質問事項	質問要旨
1 2 番 山 下 芳 一	
1 小・中学校の給食について	<p>いよいよ来年の2学期から始まる中学校給食と、現在の小学校給食のことについて伺う。</p> <p>(1) 最近、小麦粉をはじめ、いろいろな食料品や調味料類の値上げが目立っているが、昨年度の給食費に対して、今年度の給食費はどのようになるのか。今後の見通しも含めて伺う。</p> <p>(2) 極力、保護者に過度の負担がかからないように適切な価格で給食を提供しなければならないが、それが故に給食の質や量（ボリュームやデザート回数）が低下するということはないか。</p> <p>(3) もし、給食費が現状で維持できないならば、値上げ相当分を町が負担する（補助金を増やす）のが、このコロナ禍においては有効だと思うが如何か。</p> <p>(4) 防災食育センター建設にあたっては、資材や厨房機器等の高騰で補正が組まれたりしたが、今後、コロナ禍・ウクライナ関連・流通経済状況等から食器類等の消耗品や給食運搬車等の購入も含めて、中学校給食の開始に向けての支障は。</p> <p>(5) 中学校給食に際し、昼食時間の生徒指導については致し方ないが、中学校教職員に過度の負担をかけないようにということで今までに教育委員会に求めてきた。そこで伺う。</p> <p>① 配膳員は配置されるが、学校規模に応じた人数を配置しなければならない。各中学校の配置人数と職務内容は。</p> <p>② 給食関係の会計事務（給食費徴収や返金等）については、教育委員会で職員を配置して、3中学校まとめて対応することが望ましいと考えるが如何か。また、このことについての中学校現場の声は。</p>
2 精華大通り・大通り沿いの道路の交通状況や道路・歩道の状態について	<p>山手幹線、或いは国道163号から精華台・光台の精華大通りに入って来る大型車・ダンプを含む工事車両が多く交通事故等が懸念される。また、大型通行禁止道路を大型車が通り、精華大通りを含め、沿道（町道）に停車する車両も目立つ。更に、精華大通りや歩道は傷み、整備も追いつかず危険な状態である。そこで問う。</p> <p>(1) 本町の認識は。</p> <p>(2) 精華大通りは府道であるが、町として府への働きかけは。</p> <p>(3) 同様に、警察への働きかけは。</p> <p>(4) 本町の沿道（町道）への対応は。</p>

3 ヤングケアラー について	<p>ヤングケアラーのことについては、過去に複数回の質問をした。本町として、他の配慮を要する子どもたちと共に対応する旨の答弁であったが、ことの重大性に基づき厚生労働省と文部科学省が合同調査を行い、実態もわかり関係機関での具体的な対応策等も示唆されてきた。そこで伺う。</p> <p>(1) ヤングケアラーに対する教育部門と福祉部門の認識は。</p> <p>(2) ヤングケアラーに対して、教育部門と福祉部門の今後の具体的な対応は。</p>
-------------------	---

質問事項	質問要旨
6番 青木 敏	
1 町の花バラ、町の木カシについて	<p>今回、第6次総合計画の策定にあたっていろいろと議論されているが、先日、住民から「精華町に移り住んだ時に調べたら、町の花はバラとなっているがあまり見たことがない、どうなのですか」と聞かれた。</p> <p>(1) 制定とは、掟や決まりなどを一定の手続に従って判断していずれかに決めることであり、住民公募の中からバラが選ばれて制定されている。制定されると「町の花バラ」として町内でいろんな所で見られるのではないかと住民は期待するが、現状は、そうなってはいない。「制定」の意味を改めて問う。</p> <p>(2) 町として選び制定したのであれば、バラをどう町中に広げるか、また、手入れ、生育などバラ固有の技術的な難しさや高価であることも初めからわかっていたのではないかと思う。これまでの答弁では、取組や今後の展望に対して、積極的に取り組むようには思えない。バラを町中に広げようとするのは難しいのではと考えるが、今後もバラを活用したまちづくりに取り組むのか。</p> <p>(3) 「町の花バラ」、「町の木カシ」に、これからもこだわっていくのか。どうしてもバラ、カシにこだわる理由が何かあるのかを問う。</p> <p>(4) 昭和46年に制定されて50年経っている。町並みもずいぶんと変わり、町のイメージも変わったのではないかと思う。第6次総合計画に併せて、住民からアンケートを取るなどして町の花と木を改めては、と提案する。花は季節に合わせて2、3種類選定し「花いっぱい運動」などと連携し、自治会に種などを配ればいいのか、また、木については「メタセコイア」がいいと思うが、いかがか。</p>
2 小学校運動場の芝生化について	<p>学校運動場の芝生化については平成22年9月議会で質問がされているが、残念ながら当時は出来ない理由がたくさん答弁されている。今後についての答弁では、芝生化を推進している他の市町村の実情や国の補助金の活用なども検証し、研究課題とするとのことであった。12年が経っているので、再度、第6次総合計画策定に併せて提案したい。学研都市のイメージ、緑豊かな自然の中での子育て環境づくりを考えれば、本町のメリットにもなり得ると考える。芝生化の効果については、</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育面の効果 ・ 環境面の効果 ・ 幼児から高齢者まで、スポーツを安全に楽しむことができる。 <p>上記以外に学校運動場の芝生化による児童の心身の健康に及ぼす効果などの研究報告もあり、その多くが、身体も心にも好影響であるとのことである。また、近年では、災害に備え「人が集う芝生広場が、発災時には一時避難所になる」とのことで、公園も含め、芝生広場の利用が進められている。けいはんな記念公園も災害時の避難所としての機能があると思われる。</p> <p>芝生化の課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期費用と維持管理費用などのコスト面の課題 <p>これらの状況を踏まえて、</p> <p>(1) 前回質問からこの間の課題研究について問う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 具体的な他の市町村の実情、成功例、失敗例は。 ② 国や府からの補助金はどのようなものがあるのか。活用例は。 ③ 前回質問の答弁でもコストと維持管理が課題とのことであるが、課題解決のため、また、芝生化を実現させるために町が考える方策は。 <p>(2) 課題研究を踏まえた町の学校運動場芝生化の考えを問う。</p> <p>(3) 今までに、ボランティアやPTA、グラウンド利用団体などから芝生の維持管理などは自ら行うなどの条件付きでの学校運動場芝生化の要望、または相談などはないのか。なければ、あれば検討するのか。</p>
<p>3 祝園弾薬庫について</p>	<p>ウクライナ戦争の影響で国内でも軍備の拡大や核共有などが話題となっている。当然、このことは祝園弾薬庫にも影響があり、今まで以上に本町として注視すべきと考える。</p> <p>(1) 本町は、どう対応していくのか。</p> <p>(2) 昭和35年に旧祝園弾薬庫が防衛庁に所管換えされる際に町と「確認書」が取り交わされている。3者が保有するとある。この確認書は有効ではないのか。また、これ以後の協議での確認書の変更などは存在しないのか。</p> <p>(3) これからの状況から想像すれば、今まで以上の警備が必要と考える。弾薬庫周辺の柵などの整備状況は。また、警備上、もっと見えやすく、監視しやすくするために柵の外に周回道路の整備を望む。</p>

質問事項	質問要旨
7番 山本清悟	
1 精華町の水道事業について	<p>精華町は、安全で安心して飲める水道水を町民に提供する責務を今まで経営努力により果たしてきている。水道事業を取り巻く環境の変化を的確にとらえ将来に向けて持続的に水道事業を維持することが重要である。府は、国の方針により50年後、100年後を展望し今後10年を見通した水道事業のビジョン策定を進めるために新・京都府営水道ビジョン検討部会を開催し論議を進めている。本町においても「精華町水道ビジョン」を策定し次世代に継承して行くために改善・改革の取り組みを進める施策を掲げている。</p> <p>町として、町水道事業の将来に向けて住民ニーズに対応した持続可能な事業運営についての考えを問う。</p> <p>(1) 町の水道事業を維持・継続して行くための必須条件は。</p> <p>(2) 町における今後10年間の需要と供給の推移見通しは。</p> <p>(3) 施設や管路の長寿命化策や更新計画、またこれらに伴う財源捻出策は。</p> <p>(4) 地下水の維持・確保策と企業利用の制限や有料化は。</p>
2 災害時の避難計画について	<p>浸水想定地域の取り組みは高台に避難する計画を策定して取り組んでいるが発生時の避難計画の具体策を問う。</p> <p>(1) 避難場所の一つとして桜が丘4丁目の集会所を拡張して、避難者を受け入れる計画が進んでいるが、避難対象地域、避難対象人数、避難手段、避難経路などその詳細計画は。</p> <p>(2) 避難経路の安全確保は。</p> <p>(3) 桜が丘4丁目以外の地域別の避難場所、避難方法、避難経路の確保策は。</p> <p>(4) 避難地域及び避難先地域への地元説明や訓練は。</p>
3 コンプライアンス遵守義務について	<p>職員は業務遂行にあたり、服務規程第3条に定める項目に基づき執務しなければならないと定められている。また、職員のサービスの宣誓に関する条例により宣誓書を提出、その内容は「私は、ここに主権が国民に在することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。」と宣誓し署名押印している。</p> <p>また、平成31年に発生した入札談合事件の反省から令和3年に</p>

コンプライアンス意識を高め、実践行動することにより、再発防止に向けて不祥事を二度と起こさない決意を表明し公務員倫理の順守や服務規律を徹底することと、5項目にわたる行動規範を順守することに対して職員一人一人がコンプライアンス宣誓している。

これらのことの、職員の理解度と浸透度をどのように把握しているのか。また全職員が常に意識をして職務を遂行するよう日常的にどのように取り組んでいるのかを問う。

質問事項	質問要旨
19番 佐々木 雅彦	
1 水問題について	<p>(1) 「命の水」の認識を共有できるか問う。また、コモンである認識を問う。</p> <p>(2) 地下水くみ上げ規制や水源地保全などの対策を問う。</p> <p>(3) 危機管理上の複数水源の確保の必要性認識を問う。</p> <p>(4) 水道事業の広域化への基本姿勢を問う。</p> <p>① 外部委託の基準を問う。</p> <p>② 資材共通調達範囲を問う。</p> <p>③ 技術職員の確保方策を問う。</p> <p>④ 情報や進捗状況の見える化を提案する。</p> <p>(5) 下水道事業の広域化への基本姿勢を問う。</p>
2 防災について	<p>(1) 避難所誘導のサインを蓄電・夜間発光型にし、距離明示を提案する。また、全域の主だった箇所に、最寄り避難所の明記（災害態様別）を提案する。</p> <p>(2) 避難所現場サインを対道路垂直設置への変更を提案する。</p> <p>(3) 浸水被害想定表示の取組み進捗を問う。また、浸水想定時の所要時間推計の結果を問うとともに、避難ルートを想定し、設定することを提案する。</p> <p>(4) 食育センター（給食センター）委託先選定の条件設定を問う。倒産時や対応困難時の代替策の確保が必須だ。</p>
3 東西交通および交通の利便性について	<p>(1) 鉄道で町が分断され、行き来がしにくいという認識を共有できるか問う。</p> <p>(2) 東西交通を円滑化する事業計画を立案する意思を再度問う。</p> <p>(3) 旧府道22号線に隣接するJR踏切の遮断時間短縮は、いつ改善されるのか問う。</p> <p>(4) 今春JRダイヤ改正で、学研都市線の昼間減便が実施された。ダイヤ復元に向けた対応策を問う。</p>
4 制度改善提案について	<p>(1) 出産一時金の増額を提案する。</p> <p>(2) 葬祭費の増額を提案する。</p> <p>(3) 選挙公報を選挙管理委員会ホームページに継続して掲載することを再度提案する。あわせて、平成27年5月22日内閣衆質189第230号の解釈を問う。</p>

質問事項	質問要旨
18番 坪井久行	
1 消防の広域化について（第2弾）	<p>消防の広域化が全国的に強い力で推進されている中で、地方自治のありかたや、また、生命と財産を守る消防行政のありかたが鋭く問われている。私は、昨年9月会議の一般質問で、「消防の広域化」に伴い、心配される点を4点について質問し、以下のようなご答弁をいただいた。</p> <p>① 広域化によって、市街地人口規模が大きくなると、必要な装備の配備比率が少なくて済むことになり、消防力が低下しないか。これについてのご答弁は、「管轄人口30万規模以上を目標とし、一般火災に対しては、10～18程度のポンプ隊による初動体制を確保できれば、約97%の火災がカバーできる。はしご車、化学消防車等高度な車両をそれぞれ最低2台配備される規模が望ましい」でした。</p> <p>② 広域化によって、消防署間の距離が長くなり、災害現場への到達時間が長くなりはしないか。これに対するご答弁は「広域化されても、消防の出動は、広域消防指令システムにより、災害発生地点から直近の消防署や車両を自動的に選択し、出動し、また、緊急車両のGPS機能により、到着時間が長くなることはない」でした。</p> <p>③ 地域消防では、消防団や自主防災会の果たす役割が大きいが、広域化によって、それらとの連携がとりにくくなるのではないか。これに対するご答弁は「消防団の広域化は行われず、消防団や自主防災会との関係は現行の体制と変わらない」でした。</p> <p>④ 広域化した消防体制のもとでは、市町村の議会による点検がしにくくなり、また、住民の直接の声が反映しにくくなるのではないか。これに対するご答弁は「構成市町村から成る組合議会で議会や住民の声は反映される。日頃から構成市町村等と消防署間の綿密な連携が重要である」でした。</p> <p>今回、これらの4点について、全国的な実例や教訓、京都南部のシミュレーションから再度質問させていただきます。</p>
2 近鉄の狛田駅の高低差5mの階段のバリアフリー化について	<p>本町の「やさしいまちづくり整備指針」において、「関西文化学術研究都市の建設が進められ、まちから都市へと大きく変貌しつつある本町において、『人にやさしいまちづくり』がキーワードとなり、また近年のバリアフリーやユニバーサルデザインなどの考え方</p>

に基づき、まちづくりが求められるようになってきています。『人にやさしいまちづくり』とは、障害者や高齢者などすべての人が、『安心して快適に生活できるまち』ということであり、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、障害者・高齢者・病弱者・幼児など、すべての人が安心して快適に、学び、働き、遊び、くつろぎ、憩うといった生活を送ることができる条件づくりとして、都市基盤の整備や施設のバリアフリー整備において利用者の視点に立った整備や取り組みを行うことを進めるものであります」と書かれている。

この視点で学研都市の北の玄関口である近鉄狛田駅の高差5mの階段を見ると、東口の開設に伴う洋式トイレやスロープなど一定の改善はあるものの、構内の移動は依然として、この極めて使いにくい階段を利用せざるを得ないのであり、障害者・高齢者・乳幼児を抱えた子育て世代にとって、大変苦痛な障害となっている。

令和2年度バリアフリー改正法においては、「段差の解消」について、「基本構想の生活関連施設に位置付けられた2,000人以上の駅を原則100%バリアフリー化」と規定された。本町が、学研都市の北の玄関口としての重要性から「基本構想の生活関連施設」にしっかり位置づけ、鉄道事業者と協議すれば、バリアフリー化の可能性が開けるのではないかと。

令和3年12月議会の私の一般質問に対して、町は「令和4年度に策定着手する狛田地域におけるバリアフリー基本構想において、区画整理事業の中で先行して整備された部分に加え、タウンウォッチング等の結果を踏まえ、駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組んでいきたい」と答弁されているが、近鉄狛田駅のバリアフリー化のとりくみ状況ととりくみ方向を伺う。

質問事項	質問要旨
8番 竹川 増 晴	
1 同和問題について	<p>今年2022年は水平社宣言から100周年になります。戦後日本の民主化の進展の中で、部落差別は基本的には解消され、21世紀になり、ますます人権政策の充実は求められますが、現在基本的に同和事業としては必要ありません。一方本町において「既得権益感」がいまだに残っているともいわれています。今ある制度は一般施策に移行し、人権センターとして啓発活動を行っていくべきだと思います。そこで伺います。</p> <p>(1) 任意の団体であり、公益性はなく、加入や会合への出席が私的な行為である場合、公費支出は適切ではないと考えますか。</p> <p>(2) 一般会計予算書P. 149の「部落解放・人権政策確立要求山城地区実行委員会分担金77,000円」、同じくP. 153の「京都府隣保館連絡協議会負担金35,000円」、「山城地域隣保館連絡協議会負担金20,000円」、「山城地域隣保館管外研修負担金10,000円」、「近畿地区隣保館職員研修会負担金5,000円」、については特定の運動団体であり、分担金及び負担金はやめるべきだと思いますが、見解を問います。</p> <p>(3) 農事作業所は利用者はなく、水道光熱費は町が毎年負担しています。現状についての見解を問います。</p> <p>(4) 老人いこいの家は現状物置のようになっています。現状についての見解を問います。</p>
2 農業問題について	<p>3月会議の予算決算常任委員会で最もよく出た意見は、農業問題でした。持続可能な社会は農業の再生が決定的な役割を果たします。地球環境の保全に農業・農家が大きな貢献になります。このような時期に国は「水田活用交付金」を削減しようとしています。農業の現状に対する理解のない政権が、農業も地域もさらに壊そうとしています。山田地域では耕作することができない農家はかなりあります。それを有志の人たちが引き受けているのが現状です。しかし、高齢化し、いつまでできるかわからない限界にきています。今ある機械が壊れたら米作りはやめるという農家もあります。今こそ行政が積極的に新規就農支援事業などに力を入れる必要があります。そこで伺います。</p> <p>(1) 本町として「新規就農者支援」や「人・農地プラン」などのセミナーなどを企画・計画していますか。</p>

	<p>(2) 「JA精華」などとともに協力しながら、農家対象の経営相談セミナーなどを企画・計画していますか。</p> <p>(3) このままではいっきに休耕田が出てきます。以前言っていた「山田荘地域農場づくり協議会」などを立ち上げる計画はありますか。</p>
<p>3 南部コミュニティーホール（さくらホール）について</p>	<p>コミュニティーホールは、「住民の地域活動の振興と住民福祉の増進を図るとともに町民文化の向上に寄与するため」とあります。しかし、現在ある「南部コミュニティーホール（さくらホール）」はこの趣旨にふさわしいホールとして地域住民のために寄与しているとはいえません。北側の扉に「さくらホール」と書いてあるだけで、ほとんどの住民はその存在すら知りません。知りませんからだれも利用しません。コロナが収束したら利用率が上がるとも考えられません。根本的にこの場所はコミュニティーホールの設置にふさわしい場所ではありません。そこで伺います。</p> <p>(1) 最新の資料として、さくらホールの現在の利用状況はどうなっていますか。</p> <p>(2) さくらホールは解約し、あらたに南部コミュニティーホールを探すことを検討しますか。</p> <p>(3) 例えば、桜が丘1～4丁目の集会所を相互に使えるようにする。小中学校の一部を部分開放する。奈良市の高の原北部公民館との提携などを検討することは可能ですか。</p>

質問事項	質問要旨
	2番 岡田三郎
1 町の防災対策における避難や減災について	<p>近年の災害では、高齢者や障がい者等が逃げ遅れたり、その後の避難生活で厳しい状況に陥る事例が後を絶たない。その要因は避難行動要支援者と言われる高齢者、障がい者等が激増したからと言われている。75歳以上の高齢者人口は阪神・淡路大震災時の1995年に約718万人だったものが、2020年には約1,872万人と2.6倍に急増し、障がい者人口は1.62倍、特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は3.24倍にそれぞれ増加した。東日本大震災で亡くなられた方の約6割は高齢者で、関連死に限ると9割にも上る。又、障がい者の死亡率は2倍程度に上る。</p> <p>こうした災害時の高齢者や障がい者等弱者の被災の増加をうけて政府は多くの制度改正を行ってきた。それは「避難情報の見直し」「要支援者の個別避難計画作成の努力義務化」「福祉事業者へのBCP作成の義務付け」「福祉避難所のガイドラインの改定」「福祉施設の立地規制」等である。</p> <p>それらの目標とするところは「災害時に誰一人取り残さない」ことであり、その手段は防災における避難行動要支援者、家族、福祉事業者、地域コミュニティ、自治体の連携である。</p> <p>こうした状況を踏まえ、昨年9月会議の一般質問でも触れている部分もあるが、災害時、また災害が予見される状況時の避難や減災について問う。</p> <p>(1) 避難警報レベルに応じた避難対象者に「平常時バイアス」が働き避難行動を起こさない事態に対して、どう対処していくのか。</p> <p>(2) 町は、自らの判断で避難行動がとれる取組として「マイ防災マップ」の作成に着手しているが、その進捗状況とその作成が、その地域住民の方々のマイタイムライン作成に寄与しているのかを問う。</p> <p>(3) 町が目指す協働総合防災のための地域防災力を高めるため、地域自主防災会や自治会、民生児童委員、消防団が主体の小学校区単位避難訓練の実施計画は。</p> <p>(4) 災害時および災害が予見された時、避難行動要支援者の支援は誰が行うのか。</p> <p>(5) 社会福祉施設を指定福祉避難所として指定し、内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」に沿った運用を考えているのか。</p>

<p>2 町の健康づくりの取り組みについて</p>	<p>厚生労働省は、平成25年度からの「健康日本21」（第2次）で健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標として掲げている。</p> <p>精華町も「第5次総合計画」の健康づくりでは、「健康増進計画」の策定と、その推進を図りながら、町長の施政方針にある「現役世代の負担を抑えつつ健康長寿のまちづくり」に向け取り組んでいる。</p> <p>京都府では、「きょうと健康長寿・未病改善センター」を立ち上げ、健康事業推進のための基礎データの収集・分析に着手してきている。その中で、平成26年数値ではあるが精華町（男性）の平均寿命と健康寿命が81.82歳と79.62歳、京都府（男性）の平均寿命と健康寿命が81.09歳と79.15歳。精華町（女性）の平均寿命と健康寿命が89.07歳と84.33歳、京都府（女性）の平均寿命と健康寿命が87.07歳と83.06歳となっている。</p> <p>精華町の男性・女性とも平均寿命と健康寿命は京都府を上回っているが、平均寿命と健康寿命の差は、男性・女性とも京都府より大きい。つまり、平均寿命から健康寿命を差し引いた、認知症や介護状態の期間が長いという事を意味する。また、平成29年度市町村一人あたり医療費は、精華町445,151円、京都府408,135円となっている。本年は「健康増進計画」の改定年にあたるが、現状の町の健康づくりの取組みについて問う。</p> <p>(1) 生活習慣病の予防のためには、特定検診受診率と特定保健指導終了者割合を上げる必要があるが、その推移と対策は。</p> <p>(2) がん検診受診者の推移と受診率を上げる対策は。</p> <p>(3) 健康寿命の延伸に向けた「せいか365」事業におけるポイントカード登録者の推移と、登録者増加への取組は。</p> <p>(4) 健康づくり運動「せいか365」事業の成果として、健康寿命延伸への効果や医療費・介護給付費との相関関係を見える化できないのか。</p>
---------------------------	---

質問事項	質問要旨
10番 村田周子	
1 防災について	<p>今年度から危機管理監が新設され、危機管理室も充実されました。これからは防災政策がより強化されると期待しています。</p> <p>また、京都府総合防災訓練が精華町を中心に行われると聞き及んでいます。</p> <p>そこで、本町での危機管理部門の強化と狙いと今年度の防災に関する事業及び自主防災組織についてお伺いします。</p> <p>(1) 危機管理部門強化の目的は。</p> <p>(2) 京都府総合防災訓練の概要は。</p> <p>(3) 令和4年3月会議で一般質問しました「避難行動計画」の策定の進捗状況は。</p> <p>(4) 自主防災組織について</p> <p>① 昨年度の自主防災組織の数と活動内容は。</p> <p>② 昨年度の自主防災組織の防災訓練の実施は。</p> <p>③ 自主防災組織の課題は。</p> <p>④ 今年度の自主防災組織への訓練指導は。</p>
2 コロナ禍における事業について	<p>コロナ禍で外出の機会・人と接する機会が減少しています。また、運動不足、フレイルの状態となり、認知症の増加などが懸念されます。体操の居場所やイベント・事業に参加することにより、認知症・フレイルの予防にもなります。そして、コロナ禍で家に居ながら、体操やイベント・事業に参加できれば、健康増進・フレイル予防につながることを期待されます。</p> <p>そこで、お伺いします。</p> <p>(1) 令和2年9月会議の一般質問で質問しました精華町介護予防サポーター（すてき65メイト）養成講座の実施時期、開催方法などについてのその後の進捗状況は。</p> <p>(2) 高齢者を支える地域の人材育成についての現状と課題は。</p> <p>(3) 認知症・フレイル予防などの事業についての現状と課題は。</p>
3 本町のホームページについて	<p>ホームページは自治体の「顔」であり、行政サービスの一端をになうものです。</p> <p>そして、町政推進の方針や住民への姿勢がよみとられるほか、防災・危機管理情報などを24時間発信可能な情報システムであり、住民が必要な時に必要な情報を瞬時に取り出せる情報媒体として、その役割はますます高まっています。</p>

ホームページの利用者は若者から高齢者まで幅広く、それぞれに求める情報も多様です。行政が発信する情報は増大する中、誰もが迷うことなく必要な情報に到達できるような使いやすさが求められています。

そこで伺います。

(1) 町ホームページの改善・充実について

- ① 令和2年9月会議の一般質問で、<けいはんな企業、精華町の産業を全国・世界に発信する「全国・世界へのページ」を>提案しましたが、その後の進捗状況は。
- ② 令和2年9月会議の一般質問で提案しました<精華町に住むきっかけづくりと同時に空き家対策となる「定住促進ページ」>の創設は。

質問事項	質問要旨
9番 松田孝枝	
1 シティズンシップ教育（主権者教育）について	<p>2015年6月に18歳選挙権を可能にする公職選挙法が改正され、翌年6月から施行、実施された。以降、3度の国政選挙が行われたが、年々投票率は低下傾向である。また、民法改定により、規定する成人年齢は18歳へと引き下げられた。</p> <p>2021年3月には、文部科学省の調査研究協力者会議等（初等・中等教育）の一つである主権者教育推進会議からの最終報告が出された。新学習指導要領では、主権者教育を全教科に位置付けている。</p> <p>18歳になれば、選挙権が行使でき民法上の契約の当事者になり、親の同意がなくても結婚ができるなど、制度としては世界の流れに近づいてきたが、「主権者教育」の分野は、現実的にはまだまだ未成熟だと認識する。</p> <p>最終報告でも述べられているように主権者意識の醸成は、人格形成の基礎が培われる幼少期からの取り組みが重要である。とりわけ、小中学校での取り組みは重要だと認識し、次のことを問い提案する。</p> <p>(1) 小中学校での「主権者教育」の取り組みの現状と課題 (2) 「子ども議会」の評価と今後 (3) 山形県遊佐町（ゆざまち）の「少年町長・少年議員公選事業」の取り組みに学び、主権者教育を推進することについての見解</p>
2 都市公園管理について	<p>精華町都市公園条例第2条の別表第1に掲げる都市公園は29カ所であるが、設置後の経年数も異なっている。多くの公園に樹木が植栽され、緑豊かな空間となっているが、中には害虫被害などで立ち枯れの樹木も散見する。次のことを問う。</p> <p>(1) 都市公園内の植樹管理について</p> <p>① 点検や維持・管理体制 ② 近隣住民がクリーンパートナー制度を活用して整備をしている公園もあるが、相談支援体制は。</p>
3 特定外来種対策について	<p>平成16年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行された。その目的は「生態系等に係る被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与すること…」としている。</p> <p>外来生物のうち、とりわけ生態性に影響を及ぼす生物を特定し生</p>

物の多様性を保護することを目的をしている。アライグマやヌートリア、ヒアリ、カミツキガメなどはよく知られていると推測するが、今年になって特に目立って繁茂しているのが「オオキンケイギク」である。花自体は美しく、精華大通りや山手幹線、柘榴配水池の法面などで咲き誇っており、別名「美しき侵入者」とも呼ばれている。

しかしながら、この植物は「特定外来生物」であり、駆除すべきである。対策と住民周知について問う。

質問事項	質問要旨
20番 内海 富久子	
1 地方創生臨時交付金で町独自の支援策について	<p>(1) 生活支援や中小企業者等の支援について</p> <p>国の緊急対策において、地方創生臨時交付金のうち「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」により「地方公共団体が実施する、生活に困窮する方々の生活支援や、地域経済活性化にプレミアム商品券、学校給食費等の負担軽減など子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸・交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しする」とされており、コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対して、自治体が発行する事業に幅広く活用することが可能としています。地域の実情に応じた取り組みに本町の考えを伺う。</p> <p>(2) 学校給食費の負担軽減について</p> <p>去る4月1日に、内閣府地方創生推進室より発出された「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について」の中において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)」の中に、「物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減」が追加されています。また、各教育委員会等に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されているところでもあります。</p> <p>学校給食の食材費は、保護者負担が原則の考え方ではあるものの、その考え方を維持しつつ自治体の判断により保護者負担を増やすことなく、給食が実施できることを求め次の点を伺う。</p> <p>① 学校給食の食材調達の現状と食材費と予算のバランス等を含めた、今後の見通しについて</p> <p>② 食材の質と量を確保するために、地域・地元産食材の活用について</p>
2 ヤングケアラーの早期発見と支援策について	<p>大人の代わりに日常的に病気や障害のある人の家族の介護や家事の世話を担う18歳未満の子ども「ヤングケアラー」への支援強化に、国は今年度から3年間を「集中取組期間」と定めた22年度予算などにヤングケアラーの早期発見・把握や広報・啓発などの支援が盛り込まれました。ヤングケアラーの家族が抱える介護、障害、生活困窮、育児放棄等の様々な課題に対して、ヤングケアラーに関</p>

する認知度の向上と福祉・介護・教育など関係機関の連携の体制整備が期待される場所である。5月14日に厚労省が「学校や自治体が連携支援するためのマニュアル」を公表した。ケアラーの子ども早期発見と課題解決には切れ目ない支援が求められている。京都府においては「京都府ヤングケアラー総合支援センター」が4月28日に開設いたしました。ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげていくために本町の取り組みを伺う。

(1) 社会的認知度向上の取組について

(2) 町の早期発見・支援につなげるための支援体制は。

(3) 生活支援に「家事・介護ヘルパー派遣」などの訪問事業について

質問事項	質問要旨
1 番 大 野 翠	
1 ヘルプマークについて	<p>「ヘルプマーク」とは、援助が必要な方のためのマークとして、東京都福祉保健局により作成されたピクトグラムです。</p> <p>2012年10月、サービスを開始した当初は、東京都独自の取り組みとして都営大江戸線で導入し、各駅の駅務室で配布を開始するとともに、優先席付近にステッカーを標示しました。「優先席に座っていたら非難され肩身の狭い思いをした」という投書を見て鉄道での導入を思い立ち、東京都以外でも、2016年4月1日に京都府で配布が始まったのを皮切りに、全国に広がり、2021年10月1日に熊本県で配布が始まったことで、全都道府県で導入され、都内の民間事業者や、全国の自治体にも広がっています。</p> <p>外見からは分からなくても街中や公共交通機関など生活の様々な場所で、周囲からの配慮や援助を必要としている方がいます。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したものです。このヘルプマークをかばんなどに付けている方を電車やバスの中で見かけたら、席をお譲りください。駅や商業施設では声をかけるなどの配慮が必要です。災害時は、安全に避難するための支援が必要です。</p> <p>京都府は京都精華大学との包括連携協定のもとヘルプマーク啓発マンガを制作し、ヘルプマーク啓発マンガ「ヘルプマークを知っていますか？」を作成しています。京都市バス・地下鉄の優先座席には、ヘルプマーク啓発ステッカーを掲示してあります。京都市には、「京都市版ヘルプカード」があります。</p> <p>ヘルプマークはカバンにつけるタイプのほかに、「ヘルプカード」や「ヘルプマーク・スイムキャップ」などもあります。</p> <p>そこで、町の取り組み方などについて伺います。</p> <p>(1) ヘルプマークについて、町の認識は。</p> <p>(2) 町民の方への周知・啓発方法は。</p> <p>(3) 町内で受け取れる場所は。</p> <p>(4) ヘルプマーク所持の方など、災害時に配慮が必要な方の避難はどのように行うのか。</p>
2 フェーズフリーについて	<p>世界でも有数の災害大国である日本。防災意識は高まっていますが、現在も災害は繰り返されています。「何をどのくらい備えれば</p>

いいのかわからない」「防災ってどうしたらいいのだろう」という声もいまだ多く聞かれます。突然自然災害が起きたときに備えて被害を最小限にすることを考え、事前に十分な準備をしておくということが大切です。「備えましょう」ではなく、「災害時だけでなく、日常から役立つものやサービスを身の回りに置きましょう」という新しい防災の考え方。「いつも」と「もしも」をもっとフリーに。それが『フェーズフリー』です。

フェーズフリー品は日常時のいつもの生活で便利に活用できるのはもちろん、非常時のもしもの際にも役立つ商品・アイデアなどで、フェーズフリーなものは、すでに日常の中に存在しています。

例えば、水にぬれても書けるペンや、夜光塗料のついた懐中電灯は、日常でも災害時でも同じ価値を提供してくれます。電気のみで長距離走行が可能なプラグイン・ハイブリッドカーなら、燃費が良いだけでなく、災害時は電力として一般家庭数日分の電力を供給することができます。

フェーズフリーなスキルをもつ職業もあります。

例えば料理人です。被災地にキッチンカーで駆けつけたり、コロナ禍では医療従事者にお弁当を届けたりされています。京都では「京の食路プロジェクト」において、ある調理師専門学校で、京料理の食材を使用した「フェーズフリー食」の調理方法を学べるワークショップが開催されるなどしています。

学校においては、徳島県鳴門市教育委員会が、「学校のフェーズフリー」として冊子を作成し、市内全幼稚園、小・中学校で少しずつ実績を積み重ね、着実に広まるよう、市内の教育現場にフェーズフリーを浸透させるべく取り組んでおられます。

各家庭の備蓄においては、普段食べ慣れている食品を少し多めに買い、日常生活で消費し、買い足していくといった一定量の食品が常にストックされている状態を維持する備蓄方法「ローリングストック法」で備蓄することもできます。災害における乳幼児用液体ミルクの導入については本議会においても度々質問されています。

そこで、町のフェーズフリー関連の取組などについて伺います。

- (1) 町として防災における新しい概念「フェーズフリー」という考え方についてどのように考えているか。
- (2) 町民に対して「ローリングストック法」など家庭用備蓄に対するの周知はどうなっているか。
- (3) 町における災害時の乳幼児用液体ミルクの導入の進捗状況は。

質問事項	質問要旨
17番	塩井 幹雄
1 蔭山、水落土地 区画整理事業につ いて	<p>精華台1丁目の北側で、精華台小学校の東側の現在山林、田畑である場所、蔭山、水落地域が住宅地として開発する計画があることをお聞きした。</p> <p>頂いた資料によると開発概要は、開発区域：7.8ヘクタール、建設用途：戸建住宅、区画数：281、人口：843人となっている。</p> <p>この地域は精華台1丁目に面していて、開発されるとなればいろいろな解決すべき課題が多くあると認識しています。今後、精華台1丁目、2丁目、南稻地域にはこの計画の説明会が開催されると聞いていますが、計画が実施することになればもっと広範囲な地域に影響がでてくるのではないのでしょうか。今後、開発を進めるにあたっての諸課題に対しては、近隣の住民が十分納得できる対策を実施し、工事を進めるべきと思います。そこで伺います。</p> <p>(1) 開発の概要と現在の進捗状況について (2) 地域住民への周知について (3) 町の対応について</p> <p>環境、道路関係 防災、防犯、教育（児童増）など</p>

質問事項	質問要旨
15番	森田喜久
1 精華町の人口減に対する対応策について	<p>全国的に人口は減少している現状ですが、わが精華町は将来人口の理想が40,000人としております。現状約37,000人ですが、このまま推移すると30,000人の予想となってくるとお聞きしています。40,000人を理想とすると10,000人の呼び込みが必要となります。下泊開発だけでは達成できず、どのような対策をすれば近づくのかですが、精華町の現状を見ますと新市街地を除く各集落においては、空き家が増え続けています。空き家については、危険性もあり、国の方では、撤去について奨励しています。町に置き換えてみますと、各集落は大部分が市街化調整区域となっており、撤去してしまうとそこには既存宅地制度がなくなっており、家を建てることができません。そうすると、集落のコミュニティが崩壊してしまう恐れもあります。つきましては、人口の定着を図るためには、各集落ごとの空き家の把握を行い今後の新しい施策を講じるべきと思いますので次の3点について伺います。</p> <p>(1) 空き家に対して、町としてどのように検討されているのか。</p> <p>(2) 空き家の活用として、町の方で移住者と所有者とのマッチングしてもらえるような手立てを検討することは考えていないのか。</p> <p>(3) 調整区域の集落について、人口定着のため、規制緩和等の対策を行い、住宅建設が出来るように区域を定めることはできないか。</p>